平成２８年（フ）第４８６号
北九州市小倉北区原町２丁目17番１号、前住所北九州市小倉南区上石田３丁目１番25号（102）
破産者　村上晋太郎
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２８８号
沖縄県那覇市字安里380番地　栄町パーキングビル３－Ｂ
破産者　東　　末子
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３０８号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目203―25、住民票上の住所沖縄県豊見城市字翁長844番地
破産者　外間　　昭
1　決定年月日　平成28年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３１３号
札幌市中央区宮の森２条４丁目１番24―311号
破産者　目黒　佳子（旧姓工藤）
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸495番地１　グリナージュ　ラグーン201、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地２丁目６番19号県営杉戸清地東団地１―407
破産者　照屋　　純
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５６７号
福島県白河市会津町34番地10　サンライト白河102、開始決定時の住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字岩下49番地１　鈴木住宅７
破産者　塩沢　正孝
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
埼玉県八潮市大字二丁目44番地１　パークサイドレジデンス101
破産者　安田　芳一
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
埼玉県春日部市本田町２丁目87番地２　本田町マンション203号
破産者　三田　昌晴
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
名古屋市守山区泉が丘2006番地　レオパレススプリングヒル201号、前住所岐阜県可児市桜ケ丘２丁目109番地
破産者　畑　　宏造
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１００号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目47番地１
破産者　福原　運太
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１８６７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋528番地１　サンティール内橋Ⅱ　102号
破産者　豊島　義行
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２５号
福岡市西区室見が丘３丁目13番４号
破産者　山田　忠英
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８０号
福岡市東区宮松２丁目27番34号
破産者　園山　克彦
1　決定年月日　平成28年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９９号
青森県八戸市石堂２丁目20番17号　コーポまべち２号
破産者　竹内　文治
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
新潟県長岡市今朝白２丁目４番36号
破産者　宮島　秀和
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
新潟県妙高市大字関山2079番地２
破産者　横田キミエ
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１号
新潟県上越市寺町３丁目６番37号　軽費老人ホーム千寿園、破産手続開始決定時の住所新潟県上越市上昭和町４番50号
破産者　栗崎　初恵
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２２号
新潟県妙高市大字大鹿2065番地
破産者　小嶋百合子
1　決定年月日　平成28年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部